

四日市市告示 第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年 8月 3日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の種類及び名称
種類：四日市都市計画下水道
名称：第1号公共下水道
2. 都市計画を定める土地の位置及び区域
都市計画の図書において表示する
3. 縦覧場所
四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局 管理部 経営企画課
四日市市諏訪町1番5号
四日市市 都市整備部 都市計画課

(都市整備部都市計画課)